

平成29年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

(単位:円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額) ()内は保育短時間認定における額											
			3歳未満児					3歳以上児						
階層区分	定義	①扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか ②同時在園 ^(注1) で年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子		第3子以降			第1子	第2子		第3子以降		
				第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0					0						
B	市町村民税非課税世帯 所得割課税額 48,600円未満である世帯 所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯 所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯 所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯 所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯 所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯 所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯 所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯 所得割課税額 397,000円以上である世帯	注2	5,600	0		0			3,700	0		0		
C			12,300 (12,100)	6,200 (6,100)		0			10,400 (10,200)	5,200 (5,100)		0		
D1			20,300 (20,000)	10,200 (10,000)		0			18,200 (17,900)	9,100 (9,000)		0		
D2#			24,000 (23,600)	12,000 (11,800)		0			21,600 (21,200)	10,800 (10,600)		0		
D2			35,600 (35,000)	17,800 (17,500)		0			29,800 (29,300)	14,900 (14,700)		0		
D3#				30,600 (30,000)	17,800 (17,500)	29,600 (29,000)	17,800 (17,500)	0		26,300 (25,800)	14,900 (14,700)	25,300 (24,800)	14,900 (14,700)	0
D3			49,700 (48,900)	24,900 (24,500)	49,700 (48,900)	24,900 (24,500)	0	31,600 (30,300)	15,800 (15,200)	31,600 (30,300)	15,800 (15,200)	0		
D4	66,000 (64,900)	33,000 (32,500)		66,000 (64,900)	33,000 (32,500)	0	32,800 (30,300)	16,400 (15,200)	32,800 (30,300)	16,400 (15,200)	0			
D5		33,000 (32,500)		66,000 (64,900)	33,000 (32,500)	0								
D6	33,000 (32,500)		66,000 (64,900)	33,000 (32,500)	0	32,800 (30,300)	16,400 (15,200)	32,800 (30,300)	16,400 (15,200)	0				

(注1) 「同時在園」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。

(注2) B, C, D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。(この場合、支給認定通知書の階層区分に「*」と追記されます。)

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	3歳未満児		3歳以上児		(単位:円)
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
B階層	0	0	0	0	
C階層	6,100	0	5,100	0	
D1階層	9,000	0	6,000	0	
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯	9,000	0	6,000	0	

(注3) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。

(注5) 保育認定を受けた子どもが幼稚園を利用するときは、「教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額表」を適用します。ただし、多子世帯に対する利用者負担額の軽減について「同時在園及び小1～小3子ども」とあるのは、「同時在園」と読み替えます。